

# 経済産業省

26 銃火第 15 号

平成 26 年 8 月 18 日

都道府県火薬類取締担当部局長 殿

経済産業省商務流通保安グループ

銃山・火薬類監理官

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工販売製品の動物駆逐用煙火  
(閃光珠 5 R) について (周知依頼)

平成 26 年 7 月 12 日に株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売する動物駆逐用煙火 (閃光珠 5 R) の使用中に指を欠損する事故が発生し、都道府県知事宛平成 26 年 7 月 25 日付文書「動物駆逐用煙火 (連続発射式) による事故の防止について (周知依頼)」において鳥獣被害対策に携わる関係者に対して周知徹底をお願いしたところですが、「閃光珠 5 R」の製品検査の結果、当該煙火の火薬量 (爆薬含む) が火薬類取締法第 25 条に基づく消費許可を受けずに消費できる火薬量 10 g を超えていることが判明しました (製品には約 7 g と表示されています)。

経済産業省では、株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対して製品の全量回収と全消費者へ使用の停止の周知徹底を指示しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対して「閃光珠 5 R」使用停止の周知徹底をお願いいたします。

なお、閃光珠 5 R の外観、表示等は別紙の通り。





(別紙) 閃光珠 5R の外観、表示等

○外観写真



↑ 表示部

○表示

種 類	有害鳥獣駆逐用煙火
品 名	閃光珠 5R
薬 量	約 7g
販売元	(株) 芳賀火工
製 造	FXA (中国製)

○株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工の連絡先

〒980-0802

宮城県仙台市青葉区二日町18-12

電話：022-262-1151

FAX：022-262-1154